

記載例

様式 5-1-6(届)

受付印

農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

我孫子市農業委員会会長 あて

譲受人 **湖北 一郎**

譲渡人 **布佐 太郎**

下記のとおり転用のため農地(採草放牧地)の権利を 設定(移転) したいので、農地法第5条第1項第6号の規定により届け出ます。

1 当事者の 氏名等	当事者の別	氏 名			住 所 (電話番号)			
	譲受人	湖北 一郎			我孫子市中里△〇番地 (電話番号〇〇—〇〇〇〇—〇〇〇〇)			
	譲渡人	布佐 太郎			我孫子市布佐〇□番地 (電話番号〇〇—〇〇〇〇—〇〇〇〇)			
土地の所在	地番	地目		面 積 (㎡)	土地所有者		耕作者	
		登記簿	現況		(上段) 住 所	(上段) 住 所		
	我孫子市中里字 〇〇	△△	畑	畑	250	我孫子市布佐〇□番地		同左
						布佐 太郎		同左
	我孫子市中里字 □□	〇〇	畑	畑	50	我孫子市布佐〇□番地		同左
						布佐 太郎		同左
計	計 300 ㎡ (田 ㎡、畑 300 ㎡)							
3 契約の内容	権利の種類	権利の設定・移転の別		権利の設定、移転の時期		権利の存続期間	その他	
	所有権	移転		本届出受理後1ヶ月以内		永年		
4 転用計画	転用の目的	自己住宅			開発許可を要しない転用行為にあっては都市計画法第29条の該当号		1号	
	転用の時期	工事着工時期	本届出受理後1ヶ月以内					
		工事完了時期	着工6ヶ月後					
転用の目的に係る事業又は施設の概要	居宅1棟 木造瓦葺2階建て、建築面積 110.00 ㎡ 生活雑排水は下水施設に、雨水は前面道路の側溝に排水							
5 転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要	北側農地との境には、コンクリート現場打ち擁壁を設け、隣接農地への土砂や雨水の流出を防止します。 なお、工事施工にあたっては周辺農地に被害を及ぼさないように注意して行いますが、被害が生じた場合には届出者の責任において対処します。							

(添付書類)

- 土地の位置を示す図面(住宅地図等) 1部
- 土地の登記事項証明書(法務局が発行する全部事項証明書)
(原本還付を希望する場合は、原本と写しを持参のこと) 1部
- 代理の者が届出書を提出する場合には委任状(譲受人と譲渡人の双方) 1部
- 届出に係る農地が賃貸借の目的になっている場合は、その賃貸借につき農地法第18条第1項(解約)の許可があったことを証する書面

記載例

(記載要領)

- 1 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を自署又は記名してください。
- 2 当事者が法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、「職業」欄にその業務の内容を、それぞれ記載してください。
- 3 譲渡人が2人以上である場合には、届出書の差出人は「譲受人何某」、及び「譲渡人何某外何名」とし、届出書の1及び2の欄には「別紙記載のとおり」と記載して申請することができるものとします。この場合の別紙の様式は、次の別紙1及び別紙2のとおりとします。
- 4 「転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄には、事業又は施設の種類、数量及び面積、その事業又は施設に係る取水又は排水施設等について具体的に記入してください。

(注意事項)

届出の対象となる農地が次に該当する場合は、あらかじめ関係機関等で事前確認を行ってください。

- 1 生産緑地法による生産緑地指定農地
- 2 農業者年金法による経営移譲年金受給対象農地
- 3 相続税の納税猶予対象農地

※窓口に来られる方の本人確認

申請及び届出等で窓口に来られる方は、官公署発行の顔写真付きの証明書(運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、宅地建物取引主任者証等)を1点ご持参ください。

上記の書類のない方は、次の書類のうちいずれか2点ご持参ください。

(2点必要な書類)※Aを2点または、AとBを1点ずつ

- A. 健康保険証、介護保険証、年金手帳、学生証(顔写真付き)、社員証(顔写真付き)
- B. 定期券(電車、バス)、病院診察券、金融機関のキャッシュカード・クレジットカード・預金通帳、本人宛の郵便物(消印のあるもの)、生命保険及び損害保険の証書、上記に掲げる書類に準ずる書類